

平成26年12月17日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 池田 徹
4番 新家 良和	5番 福岡 誠志	6番 鈴木 深由希
7番 澤井 信秀	8番 小池 拓司	9番 桑田 典章
10番 山村 恵美子	11番 穴戸 稔	12番 平岡 誠
13番 小田 伸次	14番 林 千祐	15番 岡田 美津子
16番 齊木 亨	17番 杉原 利明	18番 亀井 源吉
19番 保実 治	20番 國岡 富郎	21番 大森 俊和
22番 竹原 孝剛	23番 久保井 昭則	24番 伊達 英昭
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	増田 和俊	副市長	高岡 雅樹
副市長	津森 貴行	総務部長	藤井 啓介
特命プロジェクト 推進部長	堂本 昌二	財務部長	部谷 義登
地域振興部長	福永 清三	産業部長 兼農業委員会 事務局長	上岡 譲二
福祉保健部長	森田 和利	子育て支援部長	瀧 奥 恵
教育長	児玉 一基	教育次長	白石 欣也
建設部長	花本 英蔵	水道局長	坂本 高宏
総合窓口 センター部長	岡本 一彦	市民病院部 事務部長	山本 直樹
君田支所長	児玉 義徳	布野支所長	奥川 利裕
作木支所長	加藤 良二	吉舎支所長	木屋 繁広
三良坂支所長	片岡 法生	三和支所長	細美好 宏
甲奴支所長	内藤 かすみ	企業誘致課長	森本 純
選挙管理委員会 事務局長	上野 哲之	監査事務局長	落合 裕子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長	大 鎗 克 文	次 長	吉 川 一 也
議事係長	才 田 申 士	政務調査係長	明 賀 克 博
政務調査主任	瀧 熊 圭 治		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第110号	(総務常任委員長報告10件) 三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例(案) (原案可決)
	議案第111号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(案) (原案可決)
	議案第112号	新市まちづくり計画の変更について (原案可決)
	議案第114号	工事請負契約の一部変更について (原案可決)
	議案第123号	三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する条例(案) (原案可決)
	議案第124号	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第126号	指定管理者の指定について (原案可決)
	請願第6号	「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出について (不採択)
	請願第7号	「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出について (不採択)
第 2	平成25年陳情第4号	公契約条例制定を求めることについて (採択)
	議案第105号	(教育民生常任委員長報告6件) 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(案) (原案可決)
	議案第106号	三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例(案) (原案可決)
	議案第107号	三次市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第108号	三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第109号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関する条例(案) (原案可決)
議案第115号	指定管理者の指定の変更について (原案可決)	

日程番号	議案番号	件名
第 3	議案第113号 議案第125号	(産業建設常任委員長報告 2 件) 工事委託契約の締結について (原案可決) 指定管理者の指定について (原案可決)
第 4	議案第116号 議案第117号 議案第118号 議案第119号 議案第120号 議案第121号 議案第122号	(予算決算常任委員長報告 7 件) 平成26年度三次市一般会計補正予算 (第 5 号) (案) (原案可決) 平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決) 平成26年度三次市診療所特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決) 平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決) 平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決) 平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決) 平成26年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)
第 5		株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長報告 (承認)
第 6	議案第127号	人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし)
第 7	発議第15号	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書 (案) (原案可決)
第 8 請願第 5 号	(閉会中継続審査申出事件 1 件) (産業建設常任委員会) 市道三次108号線の拡幅改良について

平成26年12月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成26年12月17日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		(総務常任委員長報告10件)
	議 110	三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する 条例（案）…………… 257
	議 111	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）…………… 257
	議 112	新市まちづくり計画の変更について…………… 257
	議 114	工事請負契約の一部変更について…………… 257
	議 123	三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する 条例（案）…………… 257
	議 124	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）…………… 257
	議 126	指定管理者の指定について…………… 257
	請 6	「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める 意見書」の提出について…………… 257
	請 7	「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出について…………… 257
	平成25年 陳 4	公契約条例制定を求めることについて…………… 257
第 2		(教育民生常任委員長報告6件)
	議 105	三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）…………… 271
	議 106	三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が 遵守すべき基準に関する条例（案）…………… 271
	議 107	三次市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 （案）…………… 271
	議 108	三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）…………… 271
	議 109	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた めの関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の 整備等に関する条例（案）…………… 271
	議 115	指定管理者の指定の変更について…………… 271

日程番号	議案番号	件名	
第 3		(産業建設常任委員長報告 2 件)	
	議 113	工事委託契約の締結について……………	273
	議 125	指定管理者の指定について……………	273
第 4		(予算決算常任委員長報告 7 件)	
	議 116	平成26年度三次市一般会計補正予算 (第 5 号) (案) ……	274
	議 117	平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) ……	274
	議 118	平成26年度三次市診療所特別会計補正予算 (第 1 号) (案) ……	274
	議 119	平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) ……	274
	議 120	平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (案) ……	274
	議 121	平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案) ……	274
	議 122	平成26年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案) ……	274
第 5		株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長報告……………	275
第 6	議 127	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	279
第 7	発 15	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書 (案) ……	280
第 8	……………	(閉会中継続審査申出事件 1 件) ……………	281
	請 5	(産業建設常任委員会) 市道三次108号線の拡幅改良について……………	281

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越しまたは御視聴いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は12月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行いたいと思います。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、山村議員及び桑田議員を指名をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 総務常任委員長報告10件

議案第110号 三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）

議案第111号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第112号 新市まちづくり計画の変更について

議案第114号 工事請負契約の一部変更について

議案第123号 三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第124号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第126号 指定管理者の指定について

請願第6号 「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出について

請願第7号 「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出について

平成25年
陳情第4号 公契約条例制定を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第110号三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）外6議案及び請願2件、陳情1件を一括議題といたします。

議案7件及び請願2件、陳情1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案7件、請願2件及び継続審査となっていました陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月11日に委員会を開催し、議案第126号指定管理者の指定については、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会との連合審査により、担当部長等の出席を求めて審査を行い、また請願については提出者から趣旨説明を受けるなど、慎重に審査いたしました。

議案第110号三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）外議案6件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第6号「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出について及び請願第7号「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出については、審査の結果、いずれも賛成少数をもって不採択と決しました。

次に、平成25年陳情第4号公契約条例制定を求めることについては、平成18年と平成21年に同様の陳情が採択された経緯があり、現状においても、建設労働者の賃金や労働条件の確保を求めなければならない状況に変わりはなく、願意妥当であるとして、全員一致で採択すべきものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第110号及び議案第126号について、指定管理者の候補者の選定には、施設利用者の平等な利用を確保できるものであること。施設の効用を最大限に発揮するものであること。経費の縮減が図られるものであること。管理を安定して行う人的及び物的能力を有し、または確保見込みがあることなどの選定基準があり、その基準により、申請内容を総合的に審査し、選定されるものである。議会へは、これらの選定基準に基づいた議案が提案されているが、総務常任委員会の審査においては、基準に沿ったふさわしい候補者であるかの判断に相応の審査資料が必要となる。診査時には検討を行うために十分な資料を提出されるとともに、今後も三次市に合う適正な指定管理制度となるよう、公募、非公募のあり方を含め、制度の充実に向けた研究を重ねられたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査においては、各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいまの総務常任委員長報告に対して、この中の請願第6号「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出についてと、請願第7号「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出について、この請願2件について伺います。

まず、請願第6号についてであります。三次市女性連合会の皆さんが、この趣旨に賛同される約3,000名の市民の署名を添えて提出された請願について、11日の委員会では、趣旨説明も行われたということですが、請願の趣旨に三次市女性連合会は、一人一人の思いをつなぎながら、豊かな郷土を守り、命を育み、脈々と次の世代へつなげていくため、戦争をしな

い日本を誇りに思い、平和維持に努めています。全ての営みを瞬時に奪い去る戦争を二度と繰り返さないために、解釈改憲を行わないことを強く求めますとあります。これらのことは大変大きな民意として重く受けとめるべきであると考えますが、請願の審議に当たって、請願の趣旨、要旨や意見陳述、趣旨説明の内容などについて、どのような質問あるいは意見が委員会の中で出されたのか、主なものについて伺います。

次に、今月10日から施行されました特定秘密保護法廃止の意見書の提出を求める請願第7号について、委員会でのどのような議論が交わされたのか、あわせて伺います。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

○総務常任委員長(亀井源吉君) 須山議員の、まず請願第6号「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」について、まずどのような議論があったかということをございます。

まず、大まかに言いますと、集団的自衛権が戦争に結びつくか結びつかないか、必要なのか必要でないのか、また武力の抑止になるのかならないのかというようなことが大きな要点であったと思います。それで、言葉の中では、例えば日本国民、領土を守るためには必要であるという意見。それから、被爆国でもありますし、紛争で解決はすべきでないという平和憲法と言われる9条をもとに、これで十分であるという意見と大きく分かれたような気がしております。まず、それで平和憲法を、9条を堅持した上で集団自衛権を認めるという言葉もありました。そして、専守防衛が原則であるというようなこともありました。それから、武力行使をする国だと世界へ発信することにもなるという意見もありました。また、自国の日本国は自国で守らなければならない時代が変わりつつあるというようなことも言われております。それから、9条があるないにかかわらず、戦争にかかわる国になるというようなことも議論の中へ出ております。また、女性連合会の切実な訴えを市議会として真摯に受けとめ、市民の声として国に届けるべきであるというような議論もありました。

それからもう一点、今度は請願第7号「特定秘密保護法廃止についての意見書」についての議論はどのようなものがあったかということですが、国家秘密を扱う者は評価されて携わるべきであると。守られない者が国の中核にいては困る。国を守るためにはこの保護法は必要であるというような意見もあり、一方では、あえて法をつくる意味や怖さを知らなければならぬ。知る権利を阻害されることになるという御意見もありました。それとまた、国に対する守秘義務でもあり、対象は限定されると。4項目を言われて、当然知る権利は保障されるものであるという議論もあっております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) いろいろ賛否両論の立場から意見が述べられたということですが、集団的自衛権というのは、自国を守るどころかよその国の戦争に加担をしていくという法律であり、解釈改憲、やり方であり、その法的基盤となるのが、一体のものとして特定秘密保護

法があるわけであります。その内容については差し控えますが、この2つの請願の採決に当たって、賛成、反対が同数であったため、委員長による反対との判断で請願が不採択というふうになったと聞いておりますが、賛成、反対、それぞれの立場から、先ほどあったようないろいろな御意見がなされたと。この2つの請願それぞれに、反対するという明確なといいますか、主な反対理由について、議案第6号、議案第7号についてそれぞれ伺いたいと思います。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

○総務常任委員長(亀井源吉君) 請願第6号につきましては、可否同数となりました。ですので、委員長裁量としまして判断をさせていただきました。私は、基本的には日本もこれからは国際社会の一員として役目を果たすべきであるという思いで反対をいたしました。特定秘密保護法についても、やはり国の秘密は守らなければならないものは守らなくてはならないという立場で反対をいたしましたものであります。

○議長(沖原賢治君) もう2回です。いやいや、もう2回で切ります。討論でやってください。討論で。

(2番 須山敏夫君「考えを聞いとるんじゃないんです」と呼ぶ)

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) さっき聞いたのは、委員会で、2つの請願に反対する主な理由を聞いただけであって、委員長の反対理由を聞いとるんじゃないんです。だから。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

○総務常任委員長(亀井源吉君) 可否同数となりましたので、基本的には私が先ほど言いましたように、要は、議案第6号につきましては、集団的自衛権行使容認、これも必要であるという判断に立ったものと思います。そして、特定秘密保護法につきましても、一定の秘密保護は必要であるという立場に立ったものだと思います。

○議長(沖原賢治君) ほかにありますか。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○22番(竹原孝剛君) 議会運営のことですが、今、議論になつとります請願第6号、請願第7号、一括しての質疑になるわけですか。議会運営委員会では、議案第6号、議案第7号、別々に質問ということでありましたが、どういう議会運営ですか、これは。一括ですか。それとも、議案第6号、議案第7号、別々にという議運の申し合わせのとおりですか。どっちの運営をされるんですか。

○議長(沖原賢治君) 質疑は一括で、採決が2つに分けておりますので。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○22番（竹原孝剛君） はいじゃあ、「特定秘密保護法廃止についての意見書」についての質疑をしたいと思いますが、まず、本質的な議論がされたのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

○総務常任委員長（亀井源吉君） このたびの請願につきましては、時間延長し、大変長く、思うだけを言っていました。そして、今の自由討議に近いような討議もありましたが、多くの議論もいただいておりますので、本質的な討議もその中に含まれているものと思います。

（22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○22番（竹原孝剛君） いやいや、だから本質的な議論はされたのかどうなのか。どういう点について、どの本質について議論がされたのかということ。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

○総務常任委員長（亀井源吉君） まず、最初言いましたように、議案第6号につきましては、要は集团的自由権が戦争に結びつくのか。

（22番 竹原孝剛君「請願第7号だけ」と呼ぶ）

請願第7号だけ。

それでは、特定秘密保護法につきましては、要は、知る権利を阻害されるかしないか。市民生活が脅かされるかされないかということところにも言及しておりますので、十分議論されたものと思っております。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑ありますか。

同じ。

（22番 竹原孝剛君「同じというより、初めのは運営の確認をしただけで」と呼ぶ）

（22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○22番（竹原孝剛君） 今1つしかしてないです。

それで、知る権利、それから言論の自由の侵害という、基本的人権の問題だろうと思うんです、この問題は。それで、議論とされて、それでは国民の知る権利、例えば三次市民の知る権利、それから言論の自由の侵害について、どういうふうな議論が行われたのか。国民の知る権利は必要なのか必要でないのかという本質的な議論がされたんだろうと思いますが、しかしそれが今あるように、可否同数で委員長の判断で、はいじゃあ国民の知る権利についてはどういうふうに判断をされてこういう結果になったのか。どういう議論がされてこういう結果になったのか。言論の自由、表現の自由を国民の憲法に保障されているこの権利について、本質的な議論がされたというのなら、この問題についてどういうふうに委員会で判断をされて、最終判

断を委員長として、国民の基本的人権についてどういうふうに判断をされたのかお尋ねをしたいと思います。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

○総務常任委員長(亀井源吉君) まず、知る権利が阻害され、そして市民生活が脅かされるかされないかということではありますが、国に対する守秘義務はあります。しかし、対象は限定されると。防衛、スパイ、テロ行為など4項目に限定され、当然知る権利は保障されるということ聞いておりますので、そのほうに流れたものと思います。

○議長(沖原賢治君) ほかにありますか。

(22番 竹原孝剛君「そうした議論をなさってどういう判断かという」と呼ぶ)

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

○総務常任委員長(亀井源吉君) ですから、今のように、知る権利は保障されるという項目でこのような結果になったものと思います。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論交互にお願いをいたします。

(「何号からやる」と呼ぶ者あり)

まず、反対の討論を願います。

請願第6号に対しての反対討論、じゃあお願いします。

請願第6号に対しての反対討論です。

(15番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

○15番(岡田美津子君) 委員長報告ではないですね。

では、請願第6号の「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出について、反対の立場で討論いたします。

このたびの閣議決定の大きなポイントは、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置に関し、自衛権に関する政府の憲法解釈のベースとなっております昭和47年見解の考え方を引き継いで、自衛権発動の新3要件を定め、武力行使に厳格な歯どめをかけた点にあります。この昭和47年の見解は、あくまでも憲法の前文と憲法13条の生命、自由、幸福追求の権利を守るという精神より導き出された自衛に徹するという考え方で、自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるという窮迫、不正の事態に対し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるとの部分です。こ

のたび定められました新3要件は、この論理をもとに、1番、我が国に対する武力攻撃が発生した場合または我が国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、2番目、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないときに、3番目、必要最小限の実力を行使すると決めました。また、今回の決定では、武力の行使は我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるとし、あくまで自国の防衛に限った措置であることも明確にいたしました。これはいわば、個別的自衛権に匹敵するような事態にのみ発動されるという憲法上の……。

○議長（沖原賢治君） 静かにしてください。

○15番（岡田美津子君） 歯どめになっており、外国の防衛それ自体を目的とした集団的自衛権は認めておりません。

さらに、閣議決定には、昭和47年見解の基本的な論理は憲法9条のもとでは今後とも維持されなければならないと明記されており、この基本的な論理を変える解釈の変更は認めておりません。

また、この閣議決定は、憲法9条を崩す解釈改憲だとの意見がありますが、参議院の予算委員会でのこれらの質問に対して、横畠内閣法制局長官は、今般の閣議決定は昭和47年の政府見解の基本的論理を維持しており、これまでの憲法9条をめぐる議論と整合する合理的解釈の範囲内のものであると考えていると指摘し、その上で、閣議決定は解釈改憲には当たらないと明言しております。

また、日本を外国で戦争ができる国にしてしまったとの意見がありますが、今回定められた自衛権発動の新3要件があるため、日本は外国防衛それ自体を目的とした集団的自衛権の行使はできません。衆議院予算委員会での質問に、横畠内閣法制局長官は、いわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではないと明言しております。よって他国の防衛それ自体を目的とするものではなく、専守防衛を維持し、海外派兵は許されないという原則は全く変わらないとした上で、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことはこれからも決してありません。今後、関係法令の改正を含め、例年の通常国会で具体例を挙げながら、しっかりと審議され、説明されるものと考えます。

今回、三次市女性連合会から2,963人という多くの署名を添えての反対の請願をされたことについては真摯に受けとめますが、私はこの法律を容認することで、日本国の領土と生命を守ることができるかと確信しております。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、請願第6号についての賛成の討論を願います。

（10番 山村恵美子君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 山村議員。

○10番（山村恵美子君） 私は、請願第6号の「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」につきまして、賛成の討論を行います。

政府は、ことし7月1日に、臨時閣議において、集団的自衛権行使容認をするために憲法解釈の変更を決定いたしました。日本は多くの犠牲者を生んだ第2次世界大戦後、日本国憲法前文及び9条において戦争はしないと誓い、平和国家を築いてまいりました。しかしながら、今回の憲法解釈の変更は、私たちの社会生活を大きく揺るがし、不安や恐怖の念を抱く国民の声を聞く姿勢が全くありません。解釈の変更により、我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃がなされた場合、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、集団的自衛権の行使容認を行うと閣議決定をしてしまいました。歴代の政府が平和外交に真摯に向き合い、国際社会の中で戦争をしない日本を堅持してきた歴史をいとも簡単に変えてしまったのです。閣議決定に関するマスコミ各社の調査でも、読売新聞においては、集団的自衛権を限定的に使えるようになったことを評価しますかという問いに対し、評価するは36%、評価しないが51%、朝日新聞においては、集団的自衛権を使えるようにしたことはよかったかという問いに対しまして、30%がよかった、よくなかったが50%、また共同通信においての行使容認に賛成は34.6%、反対54.4%となっており、安倍首相が踏み切った行使容認に国民が納得しない実態が明白となっております。

また、8月12日の時点で、全国190議会が集団的自衛権行使に対して反対意見書を採択され、県北におきましても、庄原市、安芸高田市、安芸太田町の議会が採択されております。その後も続々と反対意見は提出されております。提出者であります三次市女性連合会は、人権尊重と世界平和の精神のもと、豊かな郷土を守り、命を育み、その命を脈々と次代へつなげていくため活動を続けておられます。三次市議会におきましては、6月定例会で集団的自衛権行使容認をする解釈改憲を行わないことを求める意見書が不採択となったことを議会だよりで知られ、市民の声を反映していただきたく行動を起こされました。戦争をしない日本を誇りに思い、全ての営みを瞬時に奪い去る戦争を二度と繰り返さないため、思いを同じくしていただいた約3,000人の市民の署名とともに、集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを強く求めております。

戦争をしない国を維持するのか、戦争ができる国にしてしまうのか。国の外交防衛上だけの問題ではなく、私たちの暮らし、命が大きく揺らぐことに対して、しっかりと意志を示さなくてはならない。日本国民の権利を全うするため、賛同いただき、市民の代表としての三次市議会において、意見書として採択をいただきますようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 討論ありますか、ほかに。請願第6号について。

（17番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○17番（杉原利明君） 失礼いたします。請願第6号「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出につきまして、反対の立場で討論をいたします。

今回、三次市女性連合会におきまして集められた署名を記された方と、私も最終的な思いは一緒であるというように思っておりますけれども、お互いに、国家、国民、市民を守りたいと

いう思いは一緒の中で、その手段が違うということであるというように思っております。

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変わっております。これまでの憲法解釈のままでは十分な対応ができないおそれというのがあり、どう国民の命を、そして平和を守り抜くのか国においても大きな議論となってきた経過がございます。ちょっとすぐに戦争戦争と言われる方がいらっしゃるんですけども、我が国の憲法第9条、そして1項の国際紛争を解決する手段として武力の行使は禁止するという条文はしっかりと残っており、全くこの部分は変更されておられませんので、そういった中での集団的自衛権の行使というのは、自国防衛の措置であり、あくまで我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものでございます。すぐに戦争とくっつけるというのは、いかにもおかしい。扇動しているというように思わざるを得ないというように思っております。

そういった中で、じゃあ考えていただきたいんですけども、我が国、例えばPKOに参加していますけれども、我が国は他国の同盟、供に活動する部隊に守っていただいていますけれども、我が国は他国が撃たれても全く反撃できない。私、日本人を守ってください。だけど、私たちはあなたたちは助けませんよと、こういう状況なんです。じゃあ、ソマリア沖とかで、日本の商船が我が国のエネルギーを運んできている。日本のために日本の会社がエネルギーを運んできていますけれども、それらに対して、我々は防衛も何もできない。よその国の皆さん、守ってください。ほいじゃあ、逆にそこで守っていただいとるところに対して、燃料もつぎませんよと。これで果たして国家の信頼が得られるんでしょうかと。じゃあ、自分の子どもに置きかえていただきたい。自分の子どもが危険なところへ通っています。私はその危険なところを守らんけど、ほかの保護者さん、私の子どもは守ってください。ガソリン代もびた一文……。

○議長（沖原賢治君） 静かに。

○17番（杉原利明君） 出しませんよと。これで友人関係とか信頼関係って築けるんだろうか。

自分の子どもは守らない、ガソリン代も払わないけれども、自分の子どもは守ってください、送ってってくださいという今の国際社会とはそういうものでしょうか。我が国一国で自国が守れるんだろうか。そういったところもしっかり考えていただいて、やはり今後の世界平和に向けて、日本人だけが死なず、それだけでいいのか。我が国を守ってもらうためには、同盟国のアメリカ人は死んでもいいですよ。自分たちの国民だけ死ななければいい。世界が紛争に陥っても、自分の国だけ死ななければいい。そうじゃないというように私は思います。

そういった中で、戦争とは一言も言ってないんです。そうじゃない。他国とともにやっていく上で、シーレーンの避雷の除去とかのどこが戦争なのかということが言いたいんですけども、結局、ことしの6月定例会においても真摯な議論が交わされたわけです。最終的には、僅差で不採択となりました。そのときに議論にもありましたように、そもそも意見書というのは、地方公共団体の公益に関する事件に関して議会の意思を意見としてまとめたものであり、国の外交防衛上の問題が地方公共団体の公益に関する事件に該当するかどうかというのは疑問とされております。慎重に取り扱うべきであるといったことなどを踏まえて、不採択という結果で

ありました。この苦渋とも言える選択は、たとえ半年という時の経過があったにせよ、採決のたびに変わるようなものではないというように思っております。

最後に、政府におかれましては、我が国の安全と反映を維持し、国民の生命と財産を守るとともに、日本全国の地方市議会においても真摯に議論がなされていることを踏まえた上で、国際社会の平和と安定に向けた取り組みを今後とも推進していかれることを期待いたしまして、請願第6号に対する反対討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（12番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○12番（平岡 誠君） 私は、請願第6号の「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の請願に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この種の請願は、さきの6月定例議会においても審議されたものであり、再び同様の請願が出されたものであります。違うことは、実際に7月1日に閣議決定がされた後にこれは出されたものであるということであります。

先般行われました衆議院選挙は、大義のない党利党略、個利個略の選挙を反映してか、戦後最低の投票率となりました。この選挙の中で、集団的自衛権行使の問題はあえて争点としてされませんでした。民意を反映しない小選挙区制によって、自公政権は3分の2の議席を得ました。野党のふがいない責任もありますが、これから数の暴挙によって強権政治がますます強められていくのかと思うと、期待どころか、我が国の将来に大きな不安と危機を感じております。

7月1日、安倍内閣は、多くの国民が反対の声を上げているのに対し、それを全く無視して、他国への攻撃に自衛隊が反撃ができる集団的自衛権行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定を行いました。これまで、歴代内閣は、憲法9条の解釈で集団的自衛権行使を禁じてきました。これを国会に諮ることも、国民の意思を改めて問うこともなく、憲法の柱である平和主義を根本から覆す我が国の立憲主義の歴史において最も不名誉な日となりました。私は、7月1日が悔恨の日となるのではと思わずにはおれません。近い将来に、あのときなぜ反対して阻止することができなかつたのかと。人間はどうしてこんなに愚かなものであるのかと改めて問わざるを得ません。戦後が終わって、新たな戦前が始まったと言えるでしょう。

たった69年前、長い歴史から見ればすぐこの前です。かつて日本は、富国強兵のもと、帝国主義列強を目指し、軍国主義教育を推し進め、朝鮮半島を植民地化し、そこを足場にし、偽満州国をつくり、中国全土において戦争を引き起こし、さらには東南アジアにまで戦線を拡大していきました。最後には、日米戦争に発展しました。この戦争において、アジアでは2,000万人とも3,000万人とも言われる人たちが殺され、筆舌に尽くしがたい大きな被害を与えました。我が国においても、若いとうとい命、300万人の方が亡くなられています。そして、沖縄での地上戦では、一般の人たちを含む20万人の人たちが亡くなられ、行き着く先は長崎、そして広島への原爆投下によって、二十数万人の人たちが亡くなっております。1945年8月、日本は敗戦となりました。振り返って、この間の日本が行った戦争は、全て日本のため、自衛のため

を御旗に立てて行われたもので、日本軍国主義による侵略戦争であったと思っております。また、国民はその先頭に立たされて、大きな犠牲をこうむったもので、二度と戦争を起こしてはならないという思いから、平和憲法の制定を喜び、特に憲法の前文、第9条の戦争放棄に平和のありがたさと平和がいつまでも続くことを願ったのであります。このことによって、自衛隊ができて、日米安保条約によっても、PKO派遣が実施されて、殺すことも殺されることもなかったのです。

これからも日本は、平和憲法のもとで、平和外交で世界の国と仲よくしていかなければなりません。戦争は二度としないと誓ったのが日本国憲法であります。ノーベル平和賞の候補にもなりました。憲法の役目は権力の横暴に縛りをかけるものです。こうしたものを一切否定して、解釈改憲のみで集団的自衛権行使を閣議決定したわけであります。許されるはずはありません。

集団的自衛権によって、政府は、日本が武力を使う条件となる新3要件で歯どめがかかると言っておりますけども、中身は抽象的な文言で、時の政権がいかようにも判断できる曖昧なものであります。要は、日本は個別的自衛権も集団的自衛権も、集団安全保障によっても武力行使、全てが憲法上可能となったということであります。施行された特定秘密保護法や武器輸出禁止3原則の緩和も、戦争、憲法改悪、徴兵制度への道であります。

一旦戦争が起きれば、一番犠牲と悲しみに落とし込められるのは女性であります。このたび出された請願約3,000名の署名の目的は、かつての戦争を経験した人たちからの教訓として、再び戦場に夫を、子どもを、そして恋人を送らない、送らせてはならない、この思いが込められたものと思っております。議会としても、そこをしっかりと受けとめる必要があります。戦争で家族や国を守ることはできません。

最後に、先般の衆議院選挙において、市議会議員のほとんどの人が応援したある候補者の思いや決意を聞かれたと思っております。その公約には、反消費税、増税反対と、反TPP、反原発、そして集団的自衛権の行使に反対を表明をされました。その候補者は、安倍総理の周りには戦争大好き人間が多く集まっています。私は、決して戦争をしてはならない。まして、アメリカの軍事作戦の中で日本の自衛隊と一緒に戦えば、必ず中東においては多くのひつぎが帰ってくるような状況になる。こんなことが許されるはずはないと力強い言葉で述べられております。これに対して、出席をしていた議員の皆さんは、拍手でこれに答えておられました。私もしっかりと拍手を送りました。政治に身を置くものとして、さきの立候補者の思いに応えた人は、言行一致でなければなりません。一人の政治家としても、今からでも遅くはありません。この請願は、子どもたちや孫にかかわる大切なことであります。どうか、請願を三次市議会といたさせてください。強くお願いをして、私の賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに請願第6号についての討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

請願第7号についての討論を行いたいと思います。

まず、反対の討論を許します。

(15番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

○15番(岡田美津子君) 私は、請願第7号特定秘密保護法についての意見書の提出について、反対の立場で討論いたします。

この法律は、公務員などによる国家の安全保障上の情報漏えいを防止し、国家の安全保障、国民生活の安全の確保に資することを目的としたものです。日本を取り巻く安全保障の環境は厳しさを増しており、大量破壊兵器や国際テロ活動に適切に対処するためには、安全保障に関する重要な情報を入手し、その漏えいを防止し、国民の安全や国益を守ることは喫緊の課題です。現在、国家公務員法や自衛隊法、MDA、秘密保護法にも秘密を漏えいした公務員等を処罰する規定はありますが、量刑が軽過ぎたり、情報の対象が限定されており、我が国の安全保障に関する重要な情報の漏えいを防ぐ法の整備は万全とは言えません。兵器の性能や外交の暗号等が漏えいし、インターネット上に流れてでもしたら、取り返しのつかない事態になります。また、情報管理が万全でなければ、外国は重要な情報を我が国と共有しようとはしません。特定秘密を守るための法整備は、もはや国際標準となっているからです。

国の安全と国民の生命、身体、財産を守るために必要な情報を得ていくためには、特定の情報を特定秘密とし、その漏えいを防ぐ法整備が必要であります。この法律に対しては、さまざまな批判や疑問も示されてきましたが、決して国民の知る権利や報道の自由を規制するものではありません。どのような情報が特定秘密として指定されるのかという声がありますが、特定秘密に指定されるのは、安全保障に関する情報のうち、防衛、外交、スパイ防止、テロ防止の4つの分野に限定されております。さらに、別表を設けて、4つの分野の中で特定秘密にできる事項が限定列挙されており、国家公務員法が禁じる情報漏えいの範囲よりもはるかに狭い範囲となっております。情報機関が公務員から特定秘密を聞き出すと処罰される。そうすると、国民の知る権利が侵害されるのではとの声がありますが、国民の知る権利、報道の自由も条文中に明記されております。さらに、報道機関の取材行為は、法令違反、取材対象者に人格をじゅうりんするような著しく不当な方法に当たらない限り、正当業務行為として処罰とはならない旨も条文化してあります。

加えて、修正協議の中で、特定秘密を取得する行為は、スパイ等の目的がなければ処罰されないように修正し、通常の取材活動は処罰の対象とならないことが一層明確になりました。一般国民については、何が特定秘密であるか知らず、またスパイ等の目的を持つこともないので、知ろうとした情報が偶然特定秘密に該当するものであったとしても処罰されることはありません。通常的生活を送っている国民が処罰されるようなことはありません。

○議長(沖原賢治君) 静かにしてください。

○15番(岡田美津子君) このように、国と国民を守るために必要な特定秘密と知る権利のバランスをとった特定秘密保護法です。政府は施行に向けて、報道、取材の自由を定めた同法の第22条を特に尊重する方針を運用基準案の中で示しており、政府に恣意的な特定秘密の運用をさせないために、知る権利を保障する報道、取材の自由を明文で規定しております。また、12月

10日には、内閣府に独立公文書管理監のポストと内閣保全監視委員会も設置しており、特定秘密保護法の適正な運用はさまざまな方法で確保されております。

以上をもって私の反対討論とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 賛成の討論はありますか。

（22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○22番（竹原孝剛君） 私は、請願第7号「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出について、賛成の討論を行います。

昨年12月6日、参議院本会議で強行採決で成立したこの法律は、直後の世論調査で廃止、修正を求める国民の声は8割を超えたわけであります。その後も全国各地でこの法律の廃止を求める動きが続き、廃止を求める請願、今回も出ておりますが、請願署名も多く取り組まれているところであります。

この法律に言う特定秘密には、先ほどありましたように、防衛、外交、安全脅威活動の防止、テロ活動の防止の4つの分野が指定をされているわけであります。しかし、何が秘密に指定されたかは一切明らかにされていません。特に、ここについては、その大臣やその関係者が勝手に決められる仕組みとなっております。

罰則も、最高懲役10年、罰金1,000万円と極めて重く、メディアの取材が制限を受け、国民の知る権利、言論の自由、憲法で保障されたことが大きく損なわれる危惧が指摘をされているわけであります。

また、秘密にかかわる仕事に従事する者に、適性評価なるものが実施されます。先ほどもありましたように、自衛隊の機器をつくる工員が、自分の家でこういうねじをつくりよるんだということを子どもに言ったとしたときに、そこはこの防衛の禁止項目に入るということになって、適性評価が行われ、家族全員の活動、行動などが調査をされるということになるわけであります。また、その人の酒の量まで調査をするということも言われております。明らかにされております。国民の知られたい権利も脅かされようとしています。国権の最高機関である国会の監視が行き届かないことに加え、秘密の内容が明らかにされず、秘密でありますから、裁判の維持は困難だとの指摘が警察庁や法務省からも出されて明らかになっているところであります。まさに、憲法違反の固まりという法律であります。

これまで、弁護士連合会や多くの学者、文化人、マスコミはもちろん、各界、各層の国民が知る権利や報道の自由など、基本的人権を侵害するおそれがあることから、法律への反対や不安の立場を明らかにしているところであります。

いみじくも、12月10日、特定秘密保護法が施行された日は、世界人権デーであります。人権を守るためのその日に、この特定秘密保護法が施行されたわけであります。歴史に照らせば、政府にうそはつきものであります。この法律がその後押しをすることを懸念しております。1972年の沖縄返還に伴う密約を思い起こしていただきたい。日本が米国に財政負担をすることを両政府が合意した密約について、日本政府は、米国立文書館で密約を裏づける文書が見つか

った後でも、文書の存在を認めなかったわけであります。

今から70年前、来年戦後70年になりますが、国民は大うそと秘密のうちに戦争の道へ歩まされたわけであります。著名な映画監督である伊丹万作氏は、そのことを語ってこう言っています。さて、多くの人が今度の戦争でだまされていたと言う。皆が皆、口をそろえてだまされたと言う。私の知っている範囲では、俺がだましたのだという人間はまだ一人もいない。ここらあたりから、もうぼつぼつわからなくなっている。多くの人は、だました者、だまされた者との区別がはっきりしていると思うようであるが、それは実は錯覚らしい。長々と言っていますが、最後に、つまり日本人全体が夢中になって、お互いにだましだまされたりしていたのだろうということであります。これはだましだまされたのではなく、真実が国民に知らされていなかったという問題であります。そうして戦争の道へ進んでいったわけであります。

衆議院でも参議院でも強行採決で法律を成立させたことは、自民党、公明党両党が、2012年、前回の衆議院選挙でこの法の制定を公約として掲げてはおりませんでした。今言われている代議制民主主義の違反行為であります。代議制民主主義とは、公約をしたことを実行するということであります。公約をしてないのに、この強行採決はまさに民主主義の冒涇であります。これから、我が国が進むべき道は国民のデモをテロと同一するような独裁権力集中のファッショ政治ではなく、徹底した情報公開であり、情報統制を助長する法律ではないのであります。

国会が、憲法違反や約束違反、公約違反をした行為に対して、地方議会から過ちを指摘をしていくのが我々の役目だと思います。今、代議制民主主義のさらなる進化を遂げるためには、やはり地方議会が高度な意思決定をしなくてはなりません。地方議会の存在感もありません。情報は国家のためにあるのではない。国民のためにあるという基本から議論をし直していく必要があります。そのことを申し添えて、秘密保護法廃止を求める意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（沖原賢治君） まだ、反対の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって請願第7号の討論を終わります。

請願第6号、請願第7号以外の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第110号外6議案及び請願2件、陳情1件を採決をいたします。

初めに、反対討論のありました請願第6号「集団的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出についてを採決をいたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

起立少数であります。

よって請願第6号「集团的自衛権行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出については不採択と決しました。

次に、反対討論のありました請願第7号「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出についてを採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第7号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

起立少数であります。

よって請願第7号「特定秘密保護法廃止についての意見書」の提出については不採択と決しました。

次に、議案第110号外6議案及び陳情1件を一括採決をいたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

陳情1件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

議案第110号外6議案及び陳情1件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第110号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

また、平成25年陳情第4号は委員長の報告のとおり採択とされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告6件

議案第105号 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）

議案第106号 三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（案）

議案第107号 三次市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第108号 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

議案第109号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第115号 指定管理者の指定の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第105号三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

係る基準に関する条例（案）外5議案を一括議題といたします。

議案6件について教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 新家良和君 登壇〕

○教育民生常任委員長（新家良和君） 皆さんおはようございます。

教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月11日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第105号三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）外議案5件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

第2次三次市総合計画に掲げる高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、ますます地域包括支援センターの役割は重要となってくる。引き続き、介護保険制度改正の徹底した周知を行うとともに、適切な人員体制の整備など、介護サービスが後退しないよう、関係機関、関係者とより一層連携した取り組みに努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第105号外5議案を採決いたします。

議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第105号外5議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第105号外5議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 産業建設常任委員長報告2件

議案第113号 工事委託契約の締結について

議案第125号 指定管理者の指定について

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第113号工事委託契約の締結について外1議案を議題といたします。

議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 助木達夫君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 助木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 助木達夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（助木達夫君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員長報告。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月11日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第113号工事委託契約の締結について及び議案第125号指定管理者の指定については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、委員会の総意とされたものを申し上げます。

議案第125号は、三次駅西駐車場の指定管理者を指定しようとするものでありますが、特に次の3項目について指摘をいたします。

1、十日市コミュニティセンター利用者への駐車料金減免については、十日市自治連合会及び指定管理者と十分協議をし、運用が公平公正で利用しやすい仕組みとされたい。

2、9月定例会において指摘した三次駅西駐車場への進入路付近の安全対策については、譲り合いゾーン設置や看板設置等の準備を進めていただいているが、引き続き効果的な啓発活動やさらなる交通安全施設の設置等について検討されたい。

3、十日市コミュニティセンターの駐車場は常時不足しており、今後を不安視する意見が多い。供用開始後も状況把握に努められ、不足する場合は、立体駐車場化などによる改善を検討されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより議案第113号外1議案を採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第113号外1議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第113号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 予算決算常任委員長報告7件

議案第116号 平成26年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)

議案第117号 平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(案)

議案第118号 平成26年度三次市診療所特別会計補正予算(第1号)(案)

議案第119号 平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)
(案)

議案第120号 平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(案)

議案第121号 平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(案)

議案第122号 平成26年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第4、議案第116号外6議案を議題といたします。

議案第116号外6議案について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 小田予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 小田伸次君 登壇]

○予算決算常任委員長(小田伸次君) 皆さんおはようございます。

予算決算常任委員長の報告をいたします。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案7件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月15日に委員会を開催し、担当部局長などの出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第116号平成26年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)外6議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見については、今後施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われていますので、省略をいたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第116号外6議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第116号外6議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第116号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長報告

○議長（沖原賢治君） 日程第5、株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長報告を議題といたします。

報告を求めます。

（株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長 竹原孝剛君、挙手して発言を求め  
る）

○議長（沖原賢治君） 竹原株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長。

〔株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長 竹原孝剛君  
登壇〕

○株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長（竹原孝剛君） おはようございます。

株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長中間報告を行います。

株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員会は、三次市（以下市という）が出資する株式会社三次ケーブルビジョン（以下三次ケーブルビジョンという）の平成24年度三次市個別外部監査結果報告（以下外部監査結果報告という）において、経営上の課題や問題点が数多く提起されたことにより、三次市議会としても、これを三次ケーブルビジョン固有の問題として看過することはできないとの意見が多く出され、その全容の解明と適正かつ健全な経営を構築することを目的として、平成25年2月28日に13人の委員をもって設置されました。この2年間に特別委員会を25回開催し、平成13年から平成25年当時に本事業に携わった市の関係者及び三次ケーブルビジョン関係者からの意見聴取等を行いました。

また、市直営のケーブルテレビ事業の民間譲渡を決めた新潟県上越市への視察研修も行ってきました。

今回は、中間報告以降、市で策定された「三次ケーブルテレビ設備更新計画策定業務成果報告書」（以下設備更新計画報告書という）をもとに、関係者への聞き取り及び委員会で検討したものをまとめ、本特別委員会設置目的となった調査項目に沿い、今後のCATV事業のあり方も含め、最終報告するものであります。

1、IRU契約（ケーブルビジョン設備等の賃貸借に関する契約書）に基づく債務と施設利用権の会計処理について。

市は、三次ケーブルビジョンとの間でIRU契約を締結し、平成17年3月市議会定例会において、吉岡元市長が「過疎債等の財源資金をもってハード面の整備を行い、当然、一般財源部分の持ち出しが起債の関係で出てきますから、それをケーブルテレビの会社のほうで施設使用料として払っていただくということで、将来にわたって市の持ち出し、今起債償還も含めてのものが出ない仕組みとして、今現在計画を行っている」と答弁しているとおり、平成19年から平成43年まで、約23億3,900万円を三次ケーブルビジョンが賃貸借料として支払う契約を結んでいる。しかし、この契約が設備更新費用や将来のことまで考慮されていたとは考えられず、検討が不十分で無責任な内容であったと言わざるを得ない。

さらには、平成21年度から平成23年度までの無停電電源装置のバッテリー交換経費の追加分など、1億5,700万円が変更契約により増額しているように、設備更新のごとに賃借料が「雪だるま式」に上乗せされている状況にあり、利益を全額投入したとしても、現状を考えると継続して事業を行うことは困難である。これらのことを考えると、総務省「電気通信事業者ネットワーク構築マニュアル」の「IRU要件」にうたわれている「合理的な使用料金の設定がされていること」のとおり、今後は双方で実情を踏まえた官民の役割部分の仕分けを行い、継続可能な契約内容に変更することが必要である。

2、平成15年（開業時）から平成19年までの二重帳簿による決算操作について。

三次ケーブルビジョンが開業時から税務署に指摘されるまでの5年間にわたり使い分けていた株主用と税務用の二通りの決算書の存在について、外部監査結果報告では、「税務上は開業費を損金処理して課税を回避する一方、株主用ではこれを繰り延べ資産として資産計上し、損失の繰り延べを行って、利益を計上しようとしたことにある。これにより、当期純利益は二通りのものが存在したことになる。明らかに決算操作である」とされている。関係者からの聞き取りでは、株主用は開業費を繰り延べ資産として計上し、単年度決算の赤字部分を圧縮、少しでも会社状況をよく見せようと作成されたもので、あくまでも税務申告は関係法令に沿った書類が提出されていたということが確認できた。

「決算操作」との指摘もあるが、言葉で感じられるような悪意ではなく、当時の担当の会計処理に対する認識不足、勘違いのなせるやり方であったと思われる。公認会計士から言わせると、「考えられない会計上の処理」であろうし、そう指摘されても弁解のしようがない行為で、税務処理上許されるものではない。しかし、現在は当時の税理士の指摘により正しい処理に改められている。

3、子会社ピオネットサービス株式会社の設立から清算に至るまでの経過について。

平成17年に設立し、平成20年に清算された子会社ピオネットサービス株式会社（以下子会社という）は、参考人や三次ケーブルビジョン関係者から開設に向けて専門性や機動力を生かす目的で設立され、平成20年、市内全域のサービスが可能になった時点で所期の目的を終えたことによって清算したものであると説明を受けた。しかしながら、会社定款を見る限り、設立当初は多角的経営を目指していたもので、実際には当初の目的から方針が変わってきたと推測できる。

委員からは、当時は初めての工事であり、番組制作や機器設置等と並行して、地域の工業者に手法、技術の徹底を求めるための妥当な会社設立、そして3年間でほぼ全域の工事を完了したため、正当な経営判断もとの清算だったとの意見もあったが、この間の経過、また子会社が請け負った業務内容を考えると、親会社である三次ケーブルビジョンでも十分対応できたもので、わざわざ子会社を設立する意味があったのかとの意見が多く出された。外部監査結果報告においても、これらのはっきりしない点や、後に帳簿等は確認されたが、監査時に調査依頼に適切な対応ができなかったことから、「ペーパーカンパニーに近い子会社」と指摘されてもいる。

しかし後日、本特別委員会に提出された資料を審査した限りでは、ペーパーカンパニーから連想されるような不正な会計処理は見られなかったことは申し添えておきたい。

今後は、第三者から疑義を持たれるような会社設立を反省し、政策決定には情報開示を徹底的に行うなど説明責任を全うしなければならない。

#### 4、設備更新投資計画について。

三次ケーブルビジョン設立から10年、開局後8年を迎え、現有の放送、通信、施設整備の中で耐用年数の短い機器については更新時期が到来しており、今後の設備更新に係る方針決定が急務となっている。しかし、さきにも述べているように、元市長の議会答弁や後援会報によって、市は一貫して「設備更新費用等には一般財源を持ち出さない仕組み」として進んできたとしている。元市長がCATV事業の将来設計を行っていなかったこと、また一連の発言によってこのような混乱を招いた責任は重く、議会の審査不足を含めて深く反省しなければならない。

よって今後市は、「公設民営の責任は市にある」としているように、改めてCATV事業のサービスの必要性、持続性、公共と民間の役割分担、合理的な事業運営等を総合的に整理し、「公が担うべき部分の費用は負担していく」と方向転換すべきではないかと考える。設備更新計画報告書の設備更新概算表によると、今後の設備費は、20年間で約58億8,000万円と試算をされている。これらの費用については、国、県の支援策、先行事例の情報を参考に、早期に三次ケーブルビジョンと協議を行い、健全な経営に向けた設備更新方針を示されたい。

#### 5、三次ブロードバンドひかり基金について。

三次ケーブルビジョンは、整備費のうち市の一般財源相当分をIRU契約で市に賃借料として支払っている。その賃借料を、市は「三次ブロードバンドひかり基金」（以下基金という）として積み立てているが、その基金を三次ケーブルビジョンの設備更新費用に充てるのか、この事業整備に係る一般財源相当額の償還を行うのかということとは定かになっていなかった。こ

の賃貸借料約23億3,900万円では、今後想定される更新費用約58億8,000万円の全ては賄えない。本特別委員会は、基金を更新費用の一部に充当するためにも、前述のように、「市の一般財源からのCATV事業への支出は行わない」との方針は転換する必要があると考える。この基金を今後、更新費用に充てることを明確にするためにも、基金条例の見直しも必要であり、CATV事業を継続するためには、三次ケーブルビジョンとのIRU契約の見直しと相まって、基金を十分に積み立てながら有効かつ適切に活用することが必要である。

#### 6、外部監査結果報告の指摘事項及び意見について。

指摘事項22項目、意見22項目については、三次ケーブルビジョンがみずから検討、修正を行い、会計処理等の不備な点については市の監査委員とともに改善が行われている。市は今回の外部監査報告書の指摘を一過性のものとせず、今後も定期的に三次ケーブルビジョンの経営状況の点検を行い、設備の稼働状況や棚卸しについて情報交換をしていくよう求める。

#### 7、今後のCATV事業のあり方について。

##### 1、事業の位置づけ。

CATV事業は、難視聴地域、情報通信過疎地域の解消、市民の健康管理、農業振興、企業活動の促進、老朽化する有線放送や防災無線にかわる伝達手段など、さまざまな課題を解決するために協議を重ね、事業を実施してきた。今や、CATV事業の果たしている役割は大きく、現在、防災情報を音声告知放送で全地域へ拡大していく計画であり、市民生活により未着したのものとなっている。

##### 2、運営の状況。

「将来にわたっても市の持ち出しは出ない仕組みである」と説明されてきたCATV事業は、これから多額な設備更新費用が必要となることを考えると、当初から、市の負担なしでの運営は不可能であったし、永続的に利益を出して民間単独に運営できる事業ではなかったということになる。今後の設備更新費を試算した結果、前述のとおり、20年間で全体で約58億8,000万円が必要であり、三次ケーブルビジョンの利益を全額投入したとしても、設備更新費を賄うことは困難な状態にある。まさに至心の道に立ち返り、深く反省しなくてはならない。

##### 3、事業形態とまとめ。

三次ケーブルビジョンは、民間事業者による市内全域設備投資が見込めないため、公設民営形態で設立されたことは理解している。設立10年を経過し、社員一丸となって経営努力のもと、IRU契約賃借料年間1億900万円の負担の後、なお利益、税引き前を2,000万円から3,000万円を計上しており、収支は順調に推移している。市が作成した第2次三次市総合計画においても、情報通信網、双方向発受信可能なCATVの整備にも明記してあるように、今後一層役割は大きくなるものと考えられ、より市民に密着した事業展開を行っていく必要もある。

ことし7月に、新潟県上越市のCATV事業の現状を視察し、収支予測、今後の見通し、譲渡条件、譲渡先事業者の募集結果などについて検証を行った。直営での事業継続が困難となった上越市が民間事業者へ譲渡するといった内容であった。設立経緯や公設民営として運営している本市にそのまま当てはめることは妥当とは言えないが、その譲渡先を決定するに至った大

きな要因であるサービス内容を工夫し、魅力ある事業として加入者獲得を目指すことは、今後  
もこの事業を担うべき三次ケーブルビジョンにおいても、必要不可欠な取り組みである。

また、設備更新費の削減やニーズの把握、反映、運営上の課題、設備費、機器性能、設備管  
理に係る人件費、技術動向、新製品や4K等の今後の放送規格等、運営形態、多額の設備投資  
の必要性、事業の統合、譲渡を総合的に判断しながら、事業の展開が求められており、市と三  
次ケーブルビジョンの双方で設備更新計画報告書の方針を共有し、今後の方向性を示すことが  
喫緊の課題である。

変化する社会情勢の中、第2次三次市総合計画に掲げる新たなひとづくり、くらしづくり、  
仕事づくり、環境づくり、しくみづくりを実践するため、情報システムの安定的な運用を市の  
責務として、あらゆる情報をオープンにし、公正と透明性を確保しながら、脚下照顧の行政運  
営を進められたい。

以上、市民にとって必要とされ、愛され続けるCATV事業となるよう切望し、委員長報告  
といたします。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長報告を採決いたします。

本件について、委員長の報告を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第127号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第127号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とい
たします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第127号の議案1件について御説明申
し上げます。

議案第127号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の宮地順子氏の任期が平成27年3月31日をもつ

て満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第127号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 発議第15号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、発議第15号米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（7番 澤井信秀君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 澤井議員。

〔7番 澤井信秀君 登壇〕

○7番（澤井信秀君） ただいま御上程となりました発議第15号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、助木達夫議員、伊達英昭議員、池田徹議員、岡田美津子議員、福岡誠志議員、保実治議員と私、澤井信秀でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第15号

#### 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書（案）

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米を取り巻く環境は、25年産米の持ち越し在庫の発生や米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、米価の下落が危惧される。先に発表のあった全国の26年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、農業経営への影響は避けられない。

政府においては、米の需給と価格の安定及び需要拡大対策に取り組まれるよう強く望むとともに、担い手の経営安定や、国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や

地域活性化を図る上で必要な対策として、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、26年産の発動に備え十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。
- 2 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営が出来るよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティネットを構築すること。
- 3 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また「水田活用の直接支払交付金」などの必要な予算を確保すること。
- 4 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図るとともに、本格的な輸出促進対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年（2014年）12月17日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。  
これより発議第15号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。  
よって発議第15号米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 閉会中継続審査申出事件1件

（産業建設常任委員会）

請願第5号 市道三次108号線の拡幅改良について

○議長（沖原賢治君） 日程第8、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といた

します。

産業建設常任委員長から、目下委員会において審査中の請願第5号市道三次108号線の拡幅改良については、内容について本市の財政状況等を踏まえ、引き続き調査研究が必要なため、審査終了まで継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年12月三次市議会定例会を閉会をいたします。

13日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時39分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年12月17日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 山村恵美子

会議録署名議員 桑田典章